



家庭児童相談室の窓から

平成23年の民法の一部改正で、協議離婚のとき面会交流と養育費の分担についても父母が話し合うことが明記されました。親が離婚した子どもが健やかに育つためには面会交流と養育費の支払いが大切ですが、日本ではどちらもあまり行われていません。今回の法改正によって、このような状況が改善されることが期待されています。

当室では離婚に関するご相談も受けていますが、今回の法改正のことは一般の方にあまり知られていないように感じます。特に面会交流はまだ耳慣れない言葉かもしれません。

面会交流とは、子どもと離れて暮らす親が子どもと定期的、継続的に交流することをいいます。会って話をする、遊ぶ、電話をする、手紙をだすなど、いろいろな方法があります。かつて日本では、別れた親は子どもに会わな

い方がよいと考えられていましたが、近年、子どもがどちらの親からも愛されていると感じることが子どもの育ちにとって大切なので、面会交流が必要だと考えられるようになってきました。

とはいえ、面会交流を続けるためには別れた父母の理解と協力が必要です。さまざまな確執や感情的しこりを残している父母にとって簡単なことではありません。

今年から離婚届に養育費と面会交流の取り決めについてのチェック欄が入りましたが、これだけで、養育費の支払いや面会交流が増加するわけではないでしょう。民法には、養育費や面会交流などの取り決めをするときには子の利益を最も優先して考慮しなければならないことも記されましたが、子どもを尊重することが親の役割だという社会の空気を醸成することから始めなければならないように思います。

(家庭児童相談室 相談員 砂川真澄)

家庭児童相談室の御案内

あなたの支えに…＊
家庭のこと、子どものこと、自分のこと

熊本学園大学付属社会福祉研究所 家庭児童相談室

家庭や家族に関する問題や、子どもさんのことについて
ご相談をお受けします。ご心配なこと、お困りなことが
ありましたら、お気軽にご利用ください。

受付 水曜日10:00～15:00 / 金曜日10:00～15:00
(12:00～13:00は昼休み)
年末年始、祝祭日は休みです。費用は無料です。

相談室電話 ☎ 096-364-8732

発行所 熊本学園大学付属社会福祉研究所

〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 ☎ 096-364-5161 (内線1753)

発行人 所長 守弘仁志 編集人 社会福祉研究所委員会

印刷所 ホープ印刷株式会社 ☎ 096-338-0500



■古紙再生率100%の再生紙を利用しています。

■揮発性有機化合物発生の抑止と紙のリサイクル性に優れた「大豆インキ」を使用しています。